

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第4項の規定において準用する同法第25条の3第2項の規定により、大阪広域水道企業団岬水道事業指定給水装置工事事業者の指定を次のとおり更新した。

令和3年10月1日

大阪広域水道企業団企業長 永藤 英機

指定番号	氏名又は名称及び代表者の氏名	住所	更新年月日	有効期間の満了の日
岬 第31号	明宏住設株式会社 森下 靖志	阪南市自然田629番地の2	令和3年10月1日	令和8年9月29日
岬 第33号	町谷水道工業株式会社 町谷 恵美	泉南市樽井二丁目31番20号	令和3年10月1日	令和8年9月29日
岬 第42号	伊藤水道工業所 伊藤 隆吉	阪南市尾崎町五丁目35番21号	令和3年10月1日	令和8年9月29日
岬 第54号	株式会社丹羽工業所 丹羽 秀一	大阪市旭区高殿六丁目2番20号	令和3年10月1日	令和8年9月29日